

休日急病診療関係事業

1. 休日急病診療事業

医療機関の通常の診療日及び診療時間外において、医療を必要とする急病者に診療を行うため、医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力を得て、日曜日・祝休日・年末年始（12/30～1/3）・土曜日（準夜間）における急病者の診療を行い、市民ニーズに応え救急医療体制の確立を図り不安解消に努めた。

<診療日等>

診療日	受付時間	診療科目
日曜日・祝休日・年末年始 (以下、日曜日等)	午前 10時～11時40分まで 午後 1時～3時40分まで	内科・歯科
土曜日	午後 6時～8時40分まで	内科

<患者数>

(単位：人)

診療日	診療日数	内科	その他	歯科	計
日曜日等	71日	1,196	22	138	1,356
土曜日	51日	326	3	—	329
計	122日	1,522	25	138	1,685

2. 休日急病診療所管理事業

河内長野市立休日急病診療所運営に必要な診療施設（診療所面積596.655㎡）を維持するため、河内長野市立休日急病診療所条例に基づき適切な施設管理を行った。

<休日急病診療所施設一覧>

室名		室名	
一階	待合室	二階	小会議室
	薬局		大会議室
	診察室		診察準備室
	処置室		湯沸室
	控室		倉庫
	事務室		物入
	湯沸室		便所
	便所		廊下
	廊下		階段
	階段		
	歯科診療・技工室		
	X線室		